

原子力委員会
原子力防護専門部会（第27回）
議事録

1. 日 時 平成24年3月9日（金）10時00分～11時30分
2. 場 所 中央合同庁舎4号館2階 共用第3特別会議室
3. 議 題
 - （1）我が国の核セキュリティ対策の強化について（審議）
 - （2）その他
4. 配布資料
 - 資料第1号 我が国の核セキュリティ対策の強化について（案）
 - 資料第2号 「我が国の核セキュリティ対策の強化について（案）」に対する
意見募集における意見概要と回答（案）
 - 資料第3号 原子力委員会原子力防護専門部会（第26回）議事録
5. 出席者
 - 委員： 内藤部会長、青山委員、飯田委員、板橋委員、岩橋委員、衣笠委員、
交告委員、高橋委員、山本委員
 - 原子力委員：近藤委員長
 - 事務局：中村参事官、吉野企画官、加藤補佐、犬飼調査員

(内藤部会長) 時間になりましたので、第27回の原子力防護専門部会を開催いたします。まだお見えになっていない方がありますが、間もなくご到着されると思います。

本日の部会につきましては、前回に引き続き公開で実施することといたします。それでは、本日の議事に入ります。

前回のこの部会では、「我が国の核セキュリティ対策の強化について」の案につきましてご審議いただきました。そのご審議を踏まえまして、報告書の案に基づきまして、2月14日から3月4日にかけて意見公募を実施しました。

今回、意見公募を受けまして最終案を作成しましたので、事務局からご説明いただいた後、ご審議いただきます。

では、初めに、配布資料の確認等を事務局からお願いいたします。

(事務局：加藤補佐) それでは、皆様のお手元に配布させていただきました資料につきまして確認させていただきます。

まず、資料第1号といたしまして、「我が国の核セキュリティ対策の強化について(案)」。次に、資料第2号といたしまして、A3の横書きの資料でございますが、「我が国の核セキュリティ対策の強化について(案)」に対する意見募集における意見概要と回答(案)。続きまして、資料第3号といたしまして、「原子力委員会原子力防護専門部会(第26回)議事録」でございます。

このほかに、配布資料といたしまして、IAEAの基本文書の英語版・日本語版、それと、IAEAの勧告文書であるINF/CIRC/225/Rev.5、放射性物質関係及び検知と対応の3つの勧告文書のそれぞれの英語版と日本語版につきまして、グレーの紙ファイルに綴じてございます。

また、常備資料といたしまして、これまでの部会の資料を綴じましたブルーのハードファイルを机上に配布させていただいております。

資料につきましては以上でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。落丁等はありませんでしょうか。

それでは、前回のご審議及び意見公募を受けまして修正いたしました報告書の案、それから、公募しました意見への回答の案につきまして、事務局からご説明いただきます。

なお、質疑応答につきましては、事務局の説明の後行いたいと思います。

それでは、ご説明をお願いいたします。

(事務局：吉野企画官) それでは、資料第1号と、A3の横のもの、資料の第2号をお手元にご用意いただければ幸いです。この2つに沿って、資料2を中心にご説明申し上げます。

資料第1号でございますが、こちらの方は、前回第26回の当専門部会におきまして皆様方にご審議いただきまして、その時のご意見を踏まえまして若干の修正を踏まえたものを、意見公募、パブリックコメントという形で付させていただきましたものでございます。

パブリックコメントに付させていただいたものは、事前に皆様方のお手元に、パブリックコメントの開始時にお届けしておりますので、今回、資料第1号といましては、パブリックコメントに付しましたものにパブリックコメントの意見を受けまして修正箇所が生じておりますので、その部分を見え消しにした版という形でご用意させていただいております。

あと、資料第2号でございますが、今回約3週間のパブリックコメントを実施いたしまして、その間、総数で23件のご意見を国民の皆様からいただいたということでございまして、その23件に関しましてご意見のご紹介と、それへの当専門部会としての回答の案、ものによっては報告書本体への反映という形で回答の案を作成しておりますので、本日のご審議は、この報告書本文の案とこちらの資料第2号の回答の方の案と両方にお目通し、ご審議いただければ幸いです。

それでは、資料第2号の意見の順番に沿ってご説明させていただきます。

まず、1番目のご意見でございますが、8ページ目、6行目・7行目とございまして、いわゆる信頼性確認に関して記述しているところに関しましてでございます。

「ご意見の概要」のところでございますが、ご意見は、信頼性確認をするに当たってはプライバシーの保護の観点から本人の同意が肝要であるというふうに引用の中で書かせていただいたところに関しまして、形式的な同意があるからといって真意からの同意があるとは限らない、ということをご指摘いただいたものでございます。

右の欄の「ご意見及びその理由」のところの詳細にご意見を書いております

が、長いので一番下の2行のところに目を移していただきますと、核セキュリティという真にやむを得ない目的のために必要最小限のプライバシーの制約であるかどうかという立場から制度設計を行うべきだ、というご意見でございます。

こちらの方、このようなご意見は、制度設計時に当たっては非常に参考とすべき意見ということでございまして、ご意見を今後の制度設計の中心となる原子力規制庁へ引き継がせていただくということを回答として書かせていただいております。

引き継ぐと申しますものは、4月ないしは少し遅れるかもしれませんが、原子力規制庁が発足する予定となっておりますところ、原子力規制庁の方に、私ども原子力委員会が、核セキュリティに関しましてこのような事務、全体的な総合調整の事務を行っている訳でございますが、その事務全般を引き継ぐことに相なる訳でございます。その際に、この報告書とこのパブリックコメントに関連する資料、また今回いただきましたご意見に関しましていわゆる原票に当たるものを説明するとともに引き継ぐということを予定しているものでございます。

続きまして、ご意見の2番でございます。

「ご意見の概要」のところ、「原子力空母、原子力潜水艦について」という形で書き出させていただいております、その右側の「ご意見及びその理由」の欄でございますが、原子力空母や原子力潜水艦を米軍が保有しているということでございます。2段落目の「したがって」のところでございますが、「これらの米軍の艦船を含む形の核セキュリティの基準を設け、米軍にその基準の遵守を求めることが必要であると考えます。」ということでございます。

この場合、回答案でございますけれども、私どもは国内の原子力施設や核物質の輸送を対象としているということでございまして、米国の原子力空母及び原子力潜水艦に対する攻撃は、本報告書案の検討対象ではございませんという形で回答の方は用意してございます。

3番目のご意見でございますが、「ご意見の概要」のところでございますが、電源の確保と水とポンプの確保が重要であるというご意見の概要でございます。

「ご意見及びその理由」のところに目を移していただきますと、1段落目の下の2行でございますが、電源やポンプの確保が重要ということから、ご意見の中心といたしましては、「中東」や「東南」とございますが、「東南」については、

「東南アジア」の意だと考えております、これらの国々への原子炉の輸出や、その輸出された原子炉へのテロや事故が不安であるので中止すべきというご意見。

また、2点目といたしまして、原子力発電所の労働者の問題で、身元不明の人間が入ってきているようでは、テロが行われてしまうのではないかというふうなご意見ということでございます。

したがいまして、回答案の方は2つに分けて記述しておりまして、まず1番目、中東や東南アジアへの原子炉輸出の問題は、本報告書案の検討対象ではありませんということでご回答しておりまして、なお書きでございますが、「おわりに」で、新規導入国等の核セキュリティに対する体制整備に対する支援を記述しているということをご付記させていただいております。

また、2つ目の原子力発電所の労働者の問題に関しましては、第二部第2章(3)「(ト)内部脅威対策」のところでございますが、いわゆる原子力発電所等への出入り管理時の本人確認の強化・徹底について、これは強く記述しているということを書かせていただいております。

続きまして、4番目でございます。「ご意見の概要」のところでございますが、信頼性確認制度は、施設に出入りする全ての者と全ての事業活動について個人情報保護法の例外規定により、即時運用とすべきというご意見でございます。

その理由といたしまして、3つに分かれております。ただ、この4番目のご意見の理由の部分は、5番目のご意見の理由の部分と重複しておりまして、4番目のご意見の理由といたしましては、おおむねこの1番目の理由が該当するかと思います。1番目のところは、福島事故によって、我が国の施設の弱点が世界に知らしめられる結果となっているというようなところではないかと思います。

また、2番目、3番目に、なりすまし行為のものがございまして、それはより具体的に5番目のご意見の方で書いてございます。

したがいまして、4番目のご意見の回答案といたしましては、このような信頼性確認制度の対象者及び対象事業に関するご意見でございますので、こちらの方も、今後の制度設計を行ってまいります原子力規制庁へ引き継がせていただくということを書かせていただいております。

また、信頼性確認制度が導入されるまでの間は、暫定的な代替措置となる、いわゆる二人ルールなどの対策実施の強化・徹底を記述しているということをご

のため付けさせていただいているものでございます。

続きまして、1ページお捲りいただきまして、5番目のご意見でございます。

こちらの方、「ご意見の概要」をごらんいただきますと、2つご意見がございまして、まず前段が、設計基礎脅威として重火器やBC兵器などを想定すべきというものでございます。後段が、偽装結婚などによりまして、いわゆるなりすましによるID不正取得による内部脅威を考慮せよというものでございます。それをもう少しブレークダウンした細かい理由が、「理由」として記載されています。

したがって、まず設計基礎脅威に関するご意見に関しましては、設計基礎脅威は規制行政機関にて、治安当局との協議を踏まえて定められる核セキュリティ上の機微情報である。したがって、本報告書案の検討対象としておりませんということを書かせていただいております。

また、なりすましによる内部侵入に関しましては、こちらの方も、第二部第2章(3)「(ト)内部脅威対策」のところで、出入り管理時の本人確認の徹底・強化を記述しているということをご記載させていただいております。

6番目のご意見でございます。

「ご意見の概要」でございますが、使用済燃料貯蔵プールを現状のまま放置しておくのは危険である。ミサイル攻撃などをされた場合には、その大きな影響が及びかねないということをごいまして、「ご意見及びその理由」のところに移っていただきますと、そのような攻撃を受けた場合に非常に重大な事態になる可能性があるということをご指摘の上で、ご意見の下から4行目から5行目に関しましてはご意見のポイントかと思いますが、ミサイル攻撃にも耐え得る防護蓋を有した使用済燃料貯蔵プールを地下階に新設することを提案する、というものでございます。

こちらの回答に関しましては、やはり第二部、福島第一事故の課題のところでも非常にご議論いただいたところでございますが、「テロの対象としての有効性が明らかになった原子力施設の設備」のところで、いわゆる使用済燃料プールなどの重要な施設に対しての堅牢性の向上というものを記述してございますので、その旨をここで書かせていただいております。

「なお」でございますけれども、ミサイル攻撃云々というところに関しましては、まさにこのテロ攻撃の内容の想定の話でございますので、こちらは設計基礎

脅威ということをごさいますして、本報告書案の検討対象ではございませんということをお書きで付記させていただいているものでございます。

7番目のご意見でございます。

「ご意見の概要」のところ、大きく2つに分かれるかと思えます。IAEA勧告の我が国における意義や取り入れの目的を明記すべきというのと、IAEA勧告を取り入れることを決定したことを明記すべき、というご意見でございます。

右のところに目を移していただきますと、2段落目のところ、「従って」のところでございますけれども、その2行目、「はじめに」の中に、これらの目的や意義を記載して、位置づけを明確化させる必要があるのではないかというご意見でございます。

また、3つ目のところで最後の文でございますが、原子力委員会または専門部会からも勧告文書の取り入れを決定した旨の報告を期待したい、といったようなことのご意見でございます。

こちらに関しまして、回答案でございますが、まず、「はじめに」の方をちょっとごらんいただきますと、本文の方でございますが、本文の1ページから2ページ目にかけて、「はじめに」を既に記載させていただいております。この「はじめに」の中におきましては、いわゆる9・11の同時多発テロ以降の核セキュリティに対する重要性、関心の高まり、それを受けたIAEAにおける基本文書や勧告文書といったような作成の動き、それを我が国の取組に反映させるための方針を明らかにするために、現在のこの報告書の検討が進められてきたというような記載をさせていただいております。

さらに、それをもう少し細かくしたものといたしましては、3ページ目から4ページ目にかけて、いわゆる勧告文書、福島第一の事故への課題のところではなく、第一部の勧告文書に関する記述の柱立てのところに関しまして、更に詳しく記述させていただいているところがございますので、回答案といたしましては、「はじめに」及び第一部の導入部におきまして、IAEA勧告文書と本報告書案との関係について記述しております、ということをお書きさせていただいております。

また、なお書きに関しましては、第一部の導入部に、IAEA勧告文書における個々の項目の取り入れは各国の判断に委ねられている、という記述がござい

す。また、我が国における最終的な個々の規制措置等への反映に関しましては、この報告書の基本的考え方や、この報告書でご提示させていただく方針を踏まえまして、個々の規制機関等で具体化していくということでございますので、なお書きで、第一部導入部に記載のとおり、勧告文書の個々の項目に係る採否や対策の具体的内容は規制行政機関等における検討に委ねられています、という形でご回答の方を作らせていただいております。

続きまして、8番目のご意見でございます。

こちらの方、非常に詳細なご指摘でございます。報告書本文の4ページの方をごらんいただければと思います。報告書本文の4ページ、第1章(1)、この核セキュリティ、特に核物質に関する勧告文書の位置づけ及び概要を記したところに関しましての全般的なご意見でございます。また、個別の項目についてのご指摘をいただいているところでございます。

まず、ご意見でございますが、この(1)の2段落目のところにおきまして、本核物質の勧告文書225/R e v . 5が、改正核物質防護条約の12の基本原則、AからLが記載してございますが、それに調和していると書いてあるということ、そしてその中から、1段落飛びまして、また書き以降でございますが、特にこのR e v . 5に新たに加えられた項目として5つの項目を挙げているところでございます。

この5つの項目のうちから、また、そのほかの主な改定項目の中から、以下、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)の信頼性確認制度でございますとか、治安当局と民間事業者の間関係といったような重要な検討項目を抽出しているという構造になっている訳でございますけれども、ご指摘の趣旨は、まずこの(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)を抽出した理由が明確で無いというご指摘が1つでございます。

また、もう1つのご指摘は、新規項目が5つあるよというものに対して、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)が1対1で対応していない。(ロ)と(ニ)は新規項目では無いというご指摘でございます。逆に、(ロ)と(ニ)は改定項目の中から選んできているということでございまして、その辺の理由が明確で無いというご指摘でございます。

したがって、これらのご意見への回答案としまして、ちょっと長くなって

ございますが、回答案のところで書かせていただいております。

ご指摘いただきました（イ）～（ホ）の各記述において個別の抽出理由を記述しておりますが、ご指摘を踏まえこれらを抽出した全般的な理由といたしまして、4 ページの下から3 行目でございますが、「省庁横断的な主な課題として、」という記述を追記するというものが、まず1 つ目のご回答でございます。

ちなみに、例えば（イ）でございますが、信頼性確認制度に関しまして検討する理由といたしましては、我が国の核セキュリティ対策の検討過程において長年の課題であったということから、個人の信頼性確認制度の在り方に関しては、非常に重要な検討項目であるということから抽出しているという形で、この（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）、（ホ）の中でその考え方を述べさせていただいているものでございます。

続きまして、回答の2 段落目でございますが、この（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）、（ホ）で抽出していない、新規項目であると指摘しておりながら、（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）、（ホ）で取り上げていないものが2 つございます。いわゆる核物質の計量及び管理と、スタンドオフ攻撃の設計基礎脅威としての検討に関しましては、確かに当部会では細かい検討はしておりません。

ただ、核物質の計量及び管理に関しましては、次の5 ページ及び6 ページで、原子力安全・保安院と文部科学省における取組状況の中で、既に検討が開始され、その必要な措置が講じられようとしている、省令改正を行うこととしているという形で受けとめているという形になっております。

また、スタンドオフ攻撃の設計基礎脅威への対応に関しましては、こちらの方はまさに設計基礎脅威ということで、この報告書の中では取り上げていないということを述べさせていただいております。

続きまして、回答案のまた書き以降でございますが、（ロ）の治安当局と民間事業者との責任分担のところなぜ取り上げられたのかというご指摘でございますが、こちらの方は、報告書本文の個々の該当部分においても記述しているところでございますが、225/R e v. 5の3. 8のところにリファーさせていただいております。

そちらの方では、第5 版となったことに伴いまして、武力対抗の責任のある組織が事業者と別である場合は、関係組織間の責任についても明確な境界が確立さ

れ記録されるべきであるということが、新しくつけ加えられております。それを受けまして、この（ロ）を特に重要な項目として抽出したということを掲げさせていただきます。

また、（二）の深層防護の観点からの防護措置のところでございますが、こちらの方も、Rev. 5の5. 21. 以降でございますが、こちらの方で、防護措置を講ずることにより、適切な遅延時間を提供するように各種の防護措置が構成されるべきであるという記述が追記されていることなどを踏まえて、抽出しているということをここで回答させていただきます。

また、その趣旨は、（ロ）と（二）を個別に検討している部分の「（勧告のポイント）」の中でも、書かせていただいているものでございます。

最後のなお書きでございますが、「重要な検討は漏れなく全て行った」というふうに書くべしというご指摘でございますけれども、本報告書におきましては、これまでの審議におきましても重要な項目を抽出して検討を行ったということでございますし、例えばでございますが、225/Rev. 5の第6章、輸送に關しますところは、今回も重要な項目として取り上げさせていただいたところでございますが、個別の内容に關しましてはまだ今後の検討という形でまとめさせていただきますので、「全て行った」という完了形とするのは適切で無いということでご回答をさせていただきます。

続きまして、9番目のご意見でございます。

「ご意見の概要」は、個人の信頼性確認には慎重を期すべきということでございます。「理由」のところでございますが、理由の中に、信頼性確認制度を導入することは、一般住民から見れば安心につながると考えます。「しかしながら」ということで、その次の文では、従業員等への負担は計り知れないということをおっしゃられております。最後、「一方」ということで、中途半端な調査では世論や国外からの反発を受けるおそれがあるということから、制度設計に關しまして慎重にさせていただきたいというふうなご趣旨かと思えます。

また、負担は計り知れませんということをおっしゃられていることから、制度導入自身に關しましても、疑義を呈している部分もあろうかというふうなご意見かと考えております。

このため、回答案のところでございますが、信頼性確認制度の導入につきまし

では、「信頼性確認制度に係る対応について」に記述してあるとおり、導入する必要があると考えておりますということを述べさせていただくとともに、ご意見は原子力規制庁の方へ引き継がせていただく旨を記載させていただいております。

10番目のご意見でございますが、「概要」のところでございますが、原子力発電所以外でも、重要施設について治安当局による常駐警備が必要である。また、そのための検討をすべきであるというご意見でございます。

ご回答のところでございますが、まず前段のところ、個々の施設における対応の詳細を記述するのは本報告書の役割では無い、ということをご回答とさせていただきます。

なお書きでございますけれども、同時多発テロ発生以降、いわゆる機関拳銃や特殊な車両を配備した機動隊の銃器対策部隊が常駐、ないしは隣接しているような場合には巡回というような形で、その重要度、必要度に応じまして治安当局のご判断で警戒警備の徹底を図っていただいている、強化を図っていただいているという旨を付記させていただきます。

11番目のご意見でございます。

「ご意見の概要」でございますが、こちらの方、全ての関係者に例外なく信頼性確認制度を適用してほしいというご趣旨でございます。どこまでの範囲をどのように実施していくかということは、検討の課題ということで本文の中にも書かせていただいておりますので、このようなご意見を原子力規制庁の方へ引き継がせていただきますという形で、ご回答とさせていただきます。

続きまして、12番目のご意見でございます。

「概要」のところでございますが、武装の程度について、具体的な見積もりを行うべきである、テロ組織などの武装の程度をきちんと見積もるべきであるというご意見でございます。

ご回答のところでございますが、こちらの方、そのような武装の程度は、いわゆる設計基礎脅威に該当します。その設計基礎脅威は、規制行政機関が治安当局との協議を踏まえて云々という形でございますが、本報告書の検討対象とはしていないということを書かせていただいております。

13番目のご意見でございます。

13番目のご意見でございますが、「概要」のところをごらんいただきますと、

大きく2つに分かれるかと思えます。前段が、関係組織がリスク情報を共有し、連携して対策を進めるような常設の会議を設けるべきではないかと。後段が、そのような着実な対策の実施のために、当局の対策状況を点検するための定期的な点検の制度を設けるべきという、2つのご意見をいただいているものでございます。

また、その理由といたしましては、縷々ご記入いただいておりますけれども、諜報やスパイ活動の阻止を目的とした組織は持たない。また、今後発足する我が国の原子力規制庁でございますが、これは直接、機微情報や事後的な対応能力を持たないなどのご理由をご指摘いただいているところでございます。

まさにこのような点も本部会でご議論いただいたものでございますけれども、回答案のところでございます。こちらの方、本文、報告書の一番最後の「おわりに」のところで最も詳しく記載させていただいているところでございますが、24ページ、「おわりに」の第1段落目のところで、まさに多岐にわたっている関係組織間の業務の調整の機能をする役割の必要性を記載させていただいているということを、ここでご回答案として用意しております。

また、なお書きでございますが、内閣府や個々の規制当局、治安当局では、これまでも必要に応じまして、情報共有や連携のための会議を随時開催してきている旨を付記させていただいているものでございます。

14番目のご意見でございます。

こちらにも原子力規制庁に関するご意見ございまして、原子力規制庁の能力を高めるために、セキュリティ、安全保障、対テロ活動などに精通した人材の任用、配置が必要というご意見でございます。

こちらの方の回答案でございますけれども、まさにこのような点は原子力規制庁の設置に係るさまざまな議論の中でも、指摘を受けご提案をいただいているということでございまして、それが端的に表れているものとしまして、回答の中でご用意させていただいておりますものは、この原子力規制庁の設置に関する法案の閣議決定に当たり、担当の細野大臣が談話を発表されております。その談話の中におきましても、セキュリティだけではなく安全も含めての考え方でございますけれども、安全規制と防災対策、この防災対策の中にセキュリティというのがより含まれるということでございますが、国内外の知恵と人材の結集、そのために

「専門性を持った人材の育成と組織文化の一新」が重要といったようなことが述べられているということをご回答とさせていただきます。

次に、15番目のご意見でございます。

「概要」のところでございますが、まさに危機に役立つ訓練の実施を検討すべきというご意見でございます。そのご意見の「理由」のところ、さまざまな組織の連携やコミュニケーションが非常に重要であるというご指摘でございます。

こちらの方、報告書の第二部、福島第一の事故を踏まえた課題の中でいろいろご議論いただいたところございまして、第二部第2章(3)「(へ)訓練及び評価の実施」の中で、実践的な訓練の必要性、また、その訓練の結果を評価し、評価結果を防護措置へ反映させるPDCAサイクルを回すことの必要性、さらに、動員や退避に係る計画を含めて、関係する多くの組織が参加する総合的な訓練の必要性について記述しているということでございまして、その旨を回答させていただきます。

16番目のご意見でございますが、こちらの方、「ご意見の概要」のところ、常時の管理体制強化の弊害への配慮をし、不要な文書作成、管理のための管理に陥らないよう切に希望します、ということでございまして、組織の肥大化でございますとか、恐らく画一的な官僚主義的な不要なことを、官僚組織がしない、また許可事業者の方に課さないようにということではないかと考えられます。

「ご意見及びその理由」のところをごらんいただきますと、管理を無用に強化することは、安全そのものないしはセキュリティを損なうというご意見。また、そのすぐ下でございますが、真に重要な施設の保安が大事であるということに肝に銘じ、というようなご意見であろうかと思ひまして、これは防護対象の重要度やその影響度合いを踏まえて、適切な内容の核セキュリティの対策を講じるというお考えをご主張と考えてございまして、回答のところでございますが、まさに、この報告書の中でも若干触れておりますけれども、昨年9月に本部会でお取りまとめいただきました「等級別取組の考え方」、グレーディッド・アプローチの考え方に準拠すればこのようなことは無い、ということで記述させていただいているものでございます。

続きまして、17番目のご意見でございます。

こちらの方、「ご意見の概要」のところ、信頼性確認制度については、プライ

バシーを侵害したり差別的な取り扱いの原因となる危険性がある。また、過度の情報閉塞をもたらす危険性があるので、導入には慎重であるべきだということでございまして、信頼性確認制度の導入自身に対しまして慎重であるべきというご意見でございます。

「理由」の方、より詳しく右の欄に書いてございますが、1番目といたしまして、このような信頼性確認制度は、情報の公開を補強するものとしての重要な内部告発を著しく萎縮させるおそれがあるというようなことでございますとか、2番目といたしまして、真摯な本人の同意を確保し得るのか疑問であるといったようなこと、また3番目といたしまして、思想、信条等の不当な差別をもたらす危険性があるといったようなことを理由として挙げられておりますとともに、最後、なお書きといたしまして、発電所事故、福島第一の事故を踏まえて考えるべきは、適切な情報公開に基づいた原子力発電の是非そのものである、というようなご意見でございます。

こちらの回答案に関しましては、信頼性確認制度の導入につきましては、必要性が、第一部第1章の（イ）で書かせていただいているとおり、必要があると考えております。ただ、本人同意の問題、プライバシーの問題、差別の問題等々のご意見に関しましては、原子力規制庁に引き継がせていただく旨を書かせていただいております。

最後に、なお書きといたしまして、原子力発電の是非そのものにつきましては、本報告書の検討対象では無い旨を書かせていただいております。

続きまして、18番目のご意見でございます。

18番目のご意見は、非常に詳細なご指摘でございますが、できれば皆様、報告書本文の13ページをごらんいただければ幸いです。

225 / R e v . 5 に関しまして、（イ）（ロ）（ハ）（ニ）（ホ）の（ホ）で、輸送時の核セキュリティ対策に関しまして論じました部分に関しましてのご指摘でございます。

18番目のご指摘でございますが、「ご意見の概要」のところでございます。第5版において追加された輸送中の措置は、妨害破壊行為に対する防護措置だけではなく、放射線影響を考慮した核物質に対する防護措置、これは恐らく盗取のところに関する措置も強化されているということのご主張かと思えます、及び、

不法移転及び妨害破壊行為の事後措置、コンティンジェンシープランと呼んでいる部分、ないしは日本語では「危機管理計画」と呼んでいる部分のことをご主張かと存じます。こちらの方、本文と回答案の両方を見比べていただければと思います。

まず、報告書本文の13ページの頭のところからでございますけれども、赤字見え消しで、このような修正を加えさせていただいております。危機管理計画に関しましても、また盗取に関しましても、強化されている、ないしは新たに加えられているということはこれまでも記載してきているところでございますが、それがややわかりにくい表現となっておりましたので、それを明確化する、つけ加えるという形で、この見え消しの形とさせていただいております。

読み上げさせていただきます。本文、「このため」以降のところでございます。「特に、輸送時の妨害破壊行為に対する防護措置が大幅に具体化され」、その後、妨害破壊行為と言っておきながら盗取のことを言っておりますのがわかりにくかったものでございますから、これを一旦消しております。で、「妨害破壊行為に対する防護措置が大幅に具体化され、妨害破壊行為の放射線影響を緩和・最小化するための措置、及び妨害破壊行為に対する核物質の物理的防護要件が新たに追加されている。」と。で、先ほど消したものをもう一回ここで復活させまして、「さらには、輸送時に盗取された核物質を発見・回収するための措置が追加されている。」ということで、盗取された物への措置が追加されているということをより明確化させていただいております。

また、その後のまた書き以降でも、まさに危機管理計画に関して記述した部分でございますが、「妨害破壊行為に対する措置」とのみ書いてございましたが、盗取されたものの発見・回収のための措置も、危機管理計画の作成が求められているということを明確にするために、「発見・回収のための措置」というのを、ここに新たに挿入させていただいているという形にさせていただいております。

また、この18番のご意見は、そもそも盗取自身に対する防護要件が強化されているということもご主張されている訳でございますが、そちらの方は、この13ページの上から2行目のところに、「輸送時の措置が全面的に強化される勧告となっている。」といったところで含ませていただいているという形で、この回答案を作らせていただいております。

続きまして、19番目のご意見でございますが、こちらの方、ただいま申し上げさせていただいたところと重複するところがございますが、「このため」の段落の最後の文、「また」以降のところでございます。ここに、発見・回収のための措置においても危機管理計画の作成が求められていることが抜けている、というご指摘でございますので、先ほどご説明しましたような形で、ここに「発見・回収のための措置」と挿入することで対応させているということでございます。

続きまして、20番目のご意見でございます。

13ページが一番下のところの節でございますが、「適用区分の変更に係る対策強化について」と小見出しをつけたところがございます。この節は、防護措置の適用区分である第1区分、第2区分、第3区分と、核物質の影響度合いに応じて防護措置の程度を区分しているところがございますが、その区分変更に伴います対策強化に関しましては、従来どおりの個々の行政機関において対応することが適当である、ということをご書かせていただいているものでございます。

20番目のご意見は、その個々の行政機関の相互の調整が必要である旨をここで記載してはどうかというご意見でございますが、そちらの方は、この適用区分の変更に係る対策強化についての小見出しの次の、14ページのところの冒頭でございます。ちょっと小見出しが長いのですが、「輸送時の妨害破壊行為に対する防護措置及び発見・回収のための措置について」の中で、そのような規制機関等の相互の調整機能に関しまして記述させていただいているものでございますが、そちらの方で記述しておりますという形で回答とさせていただきます。

続きまして、21番目のご意見でございます。

お手元の資料第1の14ページが一番上のこの小見出しのところでございますが、この「輸送時の妨害破壊行為に対する防護措置及び発見・回収のための措置について」という形で書かせていただいているところがございます。

まず、こちらの小見出しのついでに段落でございますが、全般的に先ほどご説明いたしましたように、危機管理計画に関するところに関しまして、盗取されたものを発見・回収するための措置というものが危機管理計画の作成の対象である、ということをご明確にするためにつけ加えておりますので、それと同様の変更をこの段落全体においてさせていただきます。

21番目のご意見へのご回答案のところでございますが、この中で、ご意見といたしましては、輸送時の妨害破壊行為に対する防護措置の検討が容易に進みきたい理由として、調整を担う部署が明確で無いということをご第1段落目で書かせていただいているところなのでございますけれども、そのような理由は不適切であるというのがご指摘でございます。

その理由といたしまして、「ご意見及びその理由」のところの中段のところでございますが、21番目のご意見の方は、個々のオンサイト、施設における核セキュリティ活動も輸送時における核セキュリティの活動も同じ事業者による活動によって担われていることから、オンサイトにおける活動ができているのに、輸送時の措置についてのみ調整部署が不明確であるというのは不自然であると、そのようなご意見でございます。

なお、こちらに対するご回答案でございますけれども、まさにこの段落において書かせていただいておりますとおり、また、前のページの表2のところでも書かせていただいているところでございますが、オンサイトにおきましては、まさに商業炉であれば現在の原子力安全・保安院でございますし、研究炉であれば文部科学省が一元的に取り扱っている、規制当局となっているということでございますので、この輸送時は輸送のまさに特徴でございますが、輸送物、輸送方法、輸送経路、日時等によりまして、規制機関ないしは治安当局の関係が異なっているということが、この表2で記載させていただいているところでございます。

したがって、オンサイトとオフサイトではそのような行政側の体制が異なるということございまして、そのようなことから、調整を担う部署が明確で無いということをご理由として挙げさせていただいているということをご回答案として用意させていただいたものでございます。

続きまして、22番目のご意見でございます。

14ページの最初の段落のところでございますが、その2番目の「今後は」の段落の最後のところで、妨害破壊行為に対する防護措置及び発見・回収のための措置の検討に係る調整機能を、原子力規制庁が今後担っていくことが適当と考えられるというふうに記載させていただいているものでございますが、22番目のご意見は、その調整機能ではなくて、措置の検討自身を原子力規制庁が進めていくことが適当であるというふうなご主張でございます。

こちらに関しましては、回答案の方でございますけれども、まさにこの原子力規制庁の役割に関する考え方や認識でございますが、既に現在、閣議決定されております新しい原子力規制庁の役割でございますが、それは環境省のもとに原子力規制庁が設置されますものですから、環境省設置法の改正案という形で、その中に原子力規制庁の所掌事務といたしましては、回答案の下から3行目に書いてございますが、「核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること」ということが同庁の事務として記載されているということでございまして、輸送時の防護措置に関して検討自身全てを同庁が進めていくというような記述は適切では無いと承知しております、という形で回答をさせていただいているものでございます。

23番目のご意見でございます。

こちらの方、「ご意見の概要」にございますが、輸送時の関係組織間の責任が「環境や条件により流動的である」と記載しているところでございますが、そうではなくて、基本的に（ロ）と同様であるというふうにおっしゃられているものでございます。

こちらの方の（ロ）と承知しておりますのは、報告書本文で申しますと、9ページにございます治安当局と許可事業者の関係のことでございまして、具体的には、10ページにオンサイトにおける許可事業者の責任と治安当局の責任の整理をした表がございまして、その表のことを指していらっしゃいます。

このオンサイトにおけるような許可事業者と治安当局の責任関係が、基本的には輸送時においても当てはまると。したがって、「ご意見及びその理由」のところの下から2行目のところでございますが、オンサイトにおける常駐部隊、輸送では武装化した警備員といったような形で考えることが適当である、というようなご意見でございます。

こちらの方の回答でございますが、現状といたしましてまさに、そもそも先ほどご説明しましたとおり、オンサイトとオフサイトでは規制当局、治安当局の関与の関係が異なるということから、防護措置の検討が容易に進みがたい状況にあることを考えますと、現在の記述にあるように、その責任分担に関しましても、今後の検討の中で整理していくことが望ましいという考え方が適切ということで、ご回答を用意させていただいております。

長くなりましたが、私からのご説明は以上でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ただいまのご説明に関しまして、ご審議をお願いしたいと思います。資料第2号のページごとにご意見をいただいた方がいいと思いますので、1ページ目の1、2、3、4につきまして、このご意見に対する回答案、また報告書の修文案でよろしいかどうかをご意見いただければと思います。

この回答案というのは、個々人に回答するのですか。それとも、ここで示したことで、もう回答ということになるのですか。

(事務局：吉野企画官) 本部会でご審議いただいた結果、この1と2の表の「回答(案)」の欄の(案)を取りました形のを、原子力委員会のホームページの方に掲載させていただきまして、それを、ご意見をいただいた方及びその他の国民の皆様へのご回答という形としてご報告するという形になります。

(内藤部会長) ありがとうございます。

その上で、3番目の質問に対する回答案ですが、中東や東南アジアへの原子炉輸出の問題は対象外だと言いながら、なお支援について触れているというのは自己矛盾的なので、「原子炉輸出の是非の問題は」というふうに限定した方がいいと思います。

(事務局：吉野企画官) ありがとうございます。

(内藤部会長) ほかにございますでしょうか、1ページ目。

それでは、まず飯田委員。その後、交告委員。

(飯田委員 2番目の回答ですけれども、この質問自体は米軍艦船での利用の部分を行っています、Rev. 5自体は、1. 18項で民生目的で使用される核物質を対象にするということを言っていますので、まずは民生目的が対象だということをごどこか回答文中に入れておいた方がいいのではないかと思います。

(内藤部会長) 勧告文書なり基本的考え方そのものを、日本に提示していることではなくて、当部会の検討事項の対象がそもそもそういうことがあって、加えて、IAEAの文書もそうなっていますと、そういうことでございますね。

ありがとうございます。

交告委員。

(交告委員) 3番と4番の質問をされた方は、この信頼性確認制度ができて、

なお、それがうまく機能しない場合があるというお考えなんじゃないかなという気がしています。つまり報告書では、この二人ルールなどは、信頼性確認制度ができるまで暫定的に設定すべきルールだという書きぶりになっているのですが、この3番、4番の方は、信頼性確認制度ができてもお不安だというように思っておられるのではないかという気がするのですが、そこはどう考えたらいいのですか。

つまり、二人ルールなどは、信頼性確認の制度ができてもお、重要な施設に関しては残すべきだとか、そういうことを言っておられるのではないかなという気がしました。それに対する回答としてはちょっと不十分かなという気もするのですが、どうでしょう。

(内藤部会長) 今の交告委員のご指摘は、前に「暫定的措置として」という、まっくら言葉を書いているところに対して板橋委員からご指摘があったそのもので、そこは修正したつもりですので、この回答案のところを少し工夫した方がいいかもしれません。

本文中は、どういう表現でしたでしょうか。

板橋委員の指摘は、二人ルールだけじゃなくて、輸出入管理とかその他の方法も全部あるだろうと、そういうことでしたよね。

(事務局：吉野企画官) 資料第1号の23ページの上の部分の(ト)のところで記載させていただいているものでございますが、まず、内部脅威対策といたしまして、前段のところでは本人確認、今回の福島第一事故でも本人確認が不徹底であったことがあったことを踏まえまして、出入り管理時の本人確認を強化・徹底すべしということを述べさせていただいております。

3番目のご意見に関しましては、本人確認の問題では無いと解釈しておりますが、さらに、「信頼性確認制度が導入される間は」といたしまして、「二人ルール等、信頼性確認の暫定的な代替措置の実施を強化・徹底し、内部脅威対策の実効性を高めることが求められる」ということをございまして、これは、二人ルール等を行えば、それが信頼性確認の代替措置ということで、信頼性確認制度が導入されなくても十分なのだということではなく、あくまで暫定的な代替措置であるという旨を強調すべしということで、「暫定的な代替措置」という記述とさせていただきます。

(内藤部会長) 交告委員のご意見は、信頼性確認制度が導入されれば二人ルールは止めるのですかというふうにとれるというご質問と思いますが。

(近藤委員長) 23 ページは、まず当然だとして、本文的に言えば、むしろ8 ページの一番下でしょう。だから、これがなお書きで、あとは中途半端なので、交告委員のおっしゃることを踏まえれば、これも合わせて今後とも使っていきたいと思いますよという言い方を書くか書かないかですね。

(事務局：吉野企画官) そうですね・・・

(近藤委員長) そこは、その字を見てうなっても余り意味が無いのですから、これは、ニュープロポーザルと思うのです。

まず、225 はどういうポジションなのでしょう。信頼性確認があればそれによしとしているのか、いやいや、さはさりながら、そういういつも1人しかいないという状況は作らないようにすることは引き続き重要と考えるか、どっちを取っていますか。

(内藤部会長) 私の理解では、INFCIRC の中では、国内法令とか、その他の国情というのですかね、それを踏まえた上で、信頼性確認を行うべきだという言い方であって、絶対やれとは言っていないのですね。一方、二人ルールは二人ルールでやることを求めていますね。

(近藤委員長) すると、並行していいのですね。

(内藤部会長) 並行していいのです。

(近藤委員長) じゃ、並行して使うものだということがわかるように書いたらいいですね。

(内藤部会長) ちょっと今いい知恵がないので、そこは部会長預かりにしていただけますでしょうか。

ですから、「導入するまでの間は」と限定しているところがちょっと問題かと思しますので、そこにつきましては、導入されるまでの間は徹底する、信頼性確認制度が導入されても、この二人ルールをやることが望ましいということを付言することだと思っております。

よろしいでしょうか。ちょっと、具体的な修正案はお任せいただけたらと思います。ありがとうございました。

続いて、回答案の2 ページ目はいかがでしょうか。

よろしければ、3 ページ目、お願いいたします。

続きまして、4 ページ目はいかがでしょう。

ちょっと参考までにお聞きしたいのですが、先ほど14番のご意見について、原子力規制庁の設置に関する閣議決定に当たっての大臣談話を披露されて、防災対策にセキュリティが入っているということをご説明されましたが、そこは明確なのですね。

(事務局：吉野企画官) はい。そういう意味ではこれは、原子力規制庁の現在予定されております組織図上からの説明としてちょっと申し上げました。防災対策の部門の中に、そのセキュリティ対策を担う部署が入ったということでございます。

炉規制法上の考え方といたしましては、安全確保の一環といたしまして、核物質防護が位置づけられているという形となっております。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

無いようでしたら、5 ページ目、お願いいたします。

それでは、最後の6 ページ目、ご意見ございますでしょうか。

報告書をよく読んでおられるというような感じがいたしますが、回答案についてご議論はございますでしょうか。

それでは、ありがとうございます。一部、信頼性確認のところ、まだ文言が確定しなかったところがありますが、そこは部会長にご一任いただくということでさせていただきたいと思っております。

近藤委員長。

(近藤委員長) もう一度このレポートを読み直してみて、気になるところがちょっとありますので、この期に及んで委員長が何だと言われるかもしれませんが、言わせてください。どうするかについては、皆さんにお任せします。

2 ページなのですが、2 ページに書いてある2 パラの「当該ワーキング・グループは・・・」というのがあります。これは経過報告なのですが、それを踏まえて「本専門部会は、これらの検討結果に基づいて我が国の核セキュリティ対策の」「本報告書を取りまとめた」とある訳ですね。これは経緯なのですが、そのなお書きが、何となく切り離された感じがするのです。

なお、この福島の部分については、既にして経過報告として原子力委員会に報告していますとある訳ですよ。これは、実際は第二部として、本報告書の一部ですよ。だから、これだと何か本報告書の外にあるように、何かこの外にあるように読めてしまうので、そうではなくて、なお、この報告書の第二部は本体そのもののコピーだと。もう少し増えているのかわかりませんが。

(内藤部会長) その後の措置も踏まえて、若干整理したのです。

(近藤委員長) だから、要するに、報告書の一部だということがわかるように、第二部は、既に報告したものを更に修正したものになっているとか、何かそういうふうな書き方にしていないと、読みにくい。その次に、「今後、本報告書を踏まえて」と出てきますから、本報告書はコンプリートな提言だということがわかるように書いた方がいいのではないかと思います。それが1つです。

(内藤部会長) では、今の件で、要するにワーキング・グループの報告書とこの第二部とで変わっている部分を言及しながら、経過報告をもとに更にブラッシュアップしているということを言及すればいいと思うのですが、変わっている部分というのは何でしたでしょうか。

(吉野企画官) 変わっている部分は、まず、本質的には、第二部の第3章、23ページのところでございますが、9月時点でワーキング・グループよりご報告いただいておりますので、その後、規制当局等で取り組まれた内容はこの第3章のところで記述されているということがございます。

あと、前後のところで、経緯的なところは重複感がございますので、短くしているという部分がございます。

(内藤部会長) わかりました。

そうしましたら、報告しているが、更にその後の経過、その後の措置ですかね。その対応措置等も反映した形で本報告書の第二部に取りまとめていると、そういうことですね。

はい、わかりました。じゃ、そういうふうに修文させていただきます。ありがとうございました。

もう1つありますか。

(近藤委員長) 次は、そこからその次のパラグラフのなお書きですね、「なお、本専門部会は」と始まるのですが、ここは実は、この専門部会の歴史が書いてあ

る。原子力委員会の決定を踏まえていろんな仕事をやってきましたということを書きながら書いてきているのですが、ちょっとここは何で書いたのかなと思うところもない訳じゃないのです。昔話がずっと書いてありまして、その次に3ページの頭に來まして、「審議の結果とした。」とありますが、多分「したところである」というふうに言うのだと思うのです。

そして、「また」じゃなくて、今回取りまとめたこの2つの報告書は、委員会の指示事項の何とかと、あと何とかのその対応であり、これをもって本専門部会は任務を終了するとか、そうクローズしないと、パラグラフにせっかく書いた意味が無いと思うのですよ。その方が気持ちいいでしょう。

(内藤部会長) ありがとうございます。

宿題は全部果たしましたよということを書いたくてこれを書いておきますので、そこは修正させていただきます。ありがとうございます。

(近藤委員長) 最後、もう1つは、4ページの頭のなお書きなのですが、このなお書きは、要するにIAEAの勧告書案は勝手気ままにやればいいんだということで、皆さん勝手にその検討をしてくださいと書いてある訳ですよ。

これは、役所特有の骨抜き手法ですが、うちの報告にはこれは要らないのです。なぜなら、3ページのところで、本専門部会はこの勧告文書をどう扱うかについて、基本方針を示しているとしているのです。だから、我が国の内外情勢を踏まえた適切な強化の方針について言っているのです。ですから。このなお書きは要らないのです。

どうしても書くのならば、この検討に当たっては、これらの文章の意図するところを十分に踏まえた上で、我が国の事情を考慮に入れて我が国にとって適切な強化策を定めることを目指すことが重要だとぐらい言わないといけない。私としては、さらっと外してしまった方がいいと思うのですけど。

以上でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。

今のところは、パブリックコメントの回答案に入っているのでしたね。

(事務局：吉野企画官) はい、ございます。

(内藤部会長) ですから、省く訳にはいかないと思いますので、形骸化にならないように文章を強化したいと思います。その趣旨は、要するに、検討の方向はこ

の報告書で示されているということをちゃんと行って、それをもとにちゃんとやってくれと、内外情勢を踏まえてこの報告書ができているということを言う必要があると思うのですよね。

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日のご審議を踏まえまして「我が国の核セキュリティ対策の強化について」を原子力防護部会の報告書として、取りまとめさせていただきたいと思えます。

ただ、今のご審議の中で幾つか出ました報告案文が未確定のところは、部会長にご一任いただければと思っております。そういうことで取り扱わせていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

(内藤部会長) ありがとうございました。

報告書を確定した後、原子力委員会へ部会としての報告を行うこととなりますけれども、その進め方等につきましても部会長一任にさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(内藤部会長) ありがとうございます。

それでは、私の方から、しかるべきタイミングで原子力委員会に報告させていただきます。

本日は、「我が国の核セキュリティ対策の強化について」を報告書として取りまとめることができました。改めて、各委員の先生方におかれまして、活発、率直なご審議をいただいたことを厚く御礼申し上げます。

先ほど、昔話という話がありましたけれども、思い起こせば2006年12月にこの原子力防護専門部会が発足いたしました。約、丸5年以上にわたって検討を重ねることができました。

その1つの成果としては、この報告書がまとまったということがありますし、時が解決した問題といたしましては、そもそも核セキュリティ、「ニュークリアセキュリティ」をどう訳すかということから始まりまして、いろんな議論がありましたけれども、結局、巷間、まだ核セキュリティという言葉を使わない報道機関もありますけれども、ほぼ核セキュリティという言葉が定着してきたと。それ

ほど、核セキュリティに関する意識が高まってきている。政府機関だけではなく、国民の中にも高まっているというふうに思います。

ただし、その核セキュリティの重要性、それから信頼性確認の法制度の検討に当たっても、やはり国民各位の理解を得るということが非常に重要でございますので、委員の皆様方におかれましても、引き続きその普及啓発活動といたしますか、そういったことにご尽力いただけたらと思っております。

今日のこの部会をもちまして、本件、原子力委員会から付託されました事項につきましても、全て任務を終えたということと理解しております。繰り返しのなりますけれども、これまで27回にわたりまして精力的にご議論いただきましたことを、部会長として皆様に感謝いたします。

原子力委員長、近藤先生をはじめ、各原子力委員の先生方、それから専門部会の委員の方々、更には、問題ごとにワーキング・グループをつくって検討していただきましたけれども、そのワーキング・グループに参加していただいた先生方のご尽力に感謝申し上げます。

当初、原子炉安全規制体制の改変が行われるということが想定されておりましたので、終わりをあまり考えずにやっておった嫌いがございますけれども、しかし、原子力規制庁の発足前までにまとめるべきであるという、そういう考え方のもとに、今年度に入りましてからはかなり精力的にご審議いただいたことを感謝申し上げます。当初の希望どおり、今年度中に取りまとめの形をつけることができましたことを、皆様のご協力に感謝しております。

惜しむらくは、時間的な制約から積み残しになっている部分が幾つかございます。例えば輸送の問題について、あるいは放射性物質の防護について、それぞれの規制当局の今後の検討に委ねているところがございます。さらには、新しくできる原子力規制庁の検討に委ねたことも多々ございます。例えば輸送時とか、管理外の放射性物質を用いたテロ対策の調整機能の問題、あるいは信頼性確認の法令整備の検討の問題、あるいはセキュリティ・バイ・デザインの規制への取組の具体的な在り方等は、原子力規制庁の今後の検討に委ねざるを得なかった面もございます。

いずれにしましても、ある程度の形をつけることができたということを、改めて皆様に感謝を申し上げます。

それでは、近藤委員長から、何か一言ございますでしょうか。

(近藤委員長) 今、もう内藤座長が全て、歴史を振り返ってお話しされたので、つけ加えることは無いのですが、ひとつだけ。原子力委員会が安全委員会と分かれて、その分かれる間に、原子力委員会であった時に審議を開始したのが核物質防護の1980年レポートなのですね。それが原子力委員会の看板で始めたものであるが故に、この問題が原子力委員会の所掌になったということなのかなと私は勝手に思っているのですが、本来はこのテーマは安全委員会の所掌にすべきだったと思うのですが、もう既に20年以上も前、30年前の話ですからどうしようも無い訳ですが、しかしそれが結果してか、この問題について、我が国におけるガバナンスがいささか欠けたまま時間が経過したということが、大きな反省事項だと思っております。

巷間言われています米国における9・11後の対応等が国際社会の共有すべきところであったにも関わらず、日本がそれに遅れをとった原因になっているとすれば、誠に申し訳ない、反省しきれない重大なことであったというふうに思っているところです。

私がこの原子力委員会を引き受けましてから、2005年の政策大綱で、これは私どもの原子力施策の1つであると位置づけまして、2006年からこの専門部会を立ち上げて審議を開始して、基本文書である1980年の文書を改訂し、時代に合ったものにするということを1つのミッションとして、たまたま、IAEAもファンダメンタルという格好で整理するということがございまして、それに対応して我が国としての基本的な方針を定めることができたのです。これは皆様のご尽力の賜物でございます。

ただ、この分野の国としてのガバナンスの問題は依然として残っている。ビューロクラティックな整理はできるのですが、これを実際にメイクしていくところ、つまりフィロソフィーを一貫させ、行為に移していく部分については、私どもが実行機関じゃないということもございまして、それを担うべく実行機関がビジブルにそれを証拠立てることも重要じゃないのかなと思っているところ、今回、規制庁が発足し、法律、設置法上もきちんとセキュリティという概念が入っているということでございまして、ビジブルに実行機関としてそういうものを担うことができるということは、良かったと思っております。

ただ、これは、皆様の力強いご支援なくしてはなかなか前へ行かないと思えますし、原子力委員会もこれで終わって、3月末にぱっと渡して終わりという訳には多分いかないだろうと思っています。引き続き何らかの格好でアドバイスなり、あるいは知恵を出していくことにご協力申し上げるべきかなと思っています。独立性の問題はありますが、フォア・ザ・ネーションということでもって力を、皆さんの知恵を出すようなことで応援をしていくということが大切かなと思っていますので、引き続きということをお願いしてはいけないのですが、いろんな意味で皆様に、新規制庁のためにご尽力いただくことがあるべしと思っていますので、その点どうぞよろしく願いいたします。

勝手なことを最後をお願いしましたが、これまでのご尽力に感謝しております。あいさつさせていただきました。どうもありがとうございました。

(内藤部会長) 近藤委員長、ありがとうございました。

では、最後に事務局から連絡事項についてお願いします。

(事務局：加藤補佐) それでは、事務局から連絡事項でございます。

本日も審議いただきました「我が国の核セキュリティ対策の強化について」につきましては、部会長から原子力委員会に報告をしていただいた後、原子力委員会で、原子力委員会としての報告書の取扱いについて審議が行われることが通例となっております。

本日の議事録につきましては、事務局で案を作成いたしまして、発言者の方々にご確認をお願いいたします。

これにつきましては、本日の会合は公開で行っておりますことから、議事録を公表させていただきたいと考えております。

(事務局：吉野企画官) どうも皆様、ありがとうございました。

部会長及び委員長のごあいさつにもございましたが、当専門部会、本日が恐らくは最後の開催かと思っております。事務局より厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

(内藤部会長) 以上をもちまして、本日の審議を終了させていただきます。

長時間また長期間にわたりまして、皆様のご協力を得ましたことを改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。